

兵庫県公報

令和5年3月24日 金曜日 第398号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 兵庫県農業振興地域整備基本方針の変更（総合農政課）	2
○ 令和4年度地籍調査事業の実施の変更（農地整備課）	2
○ 家畜の検査の実施（畜産課）	2
○ 同 上（同）	4
○ 家畜の予防注射の実施（同）	5
○ 基本測量を実施する旨の通知（契約管理課）	6
○ 同 上（同）	6
○ 公共測量を実施する旨の通知（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 道路の区域の変更及び在来道路の供用廃止（道路保全課）	9
○ 道路の区域の変更及び供用開始（同）	9
○ 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	10
○ 平成23年兵庫県告示第1262号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	10
○ 土砂災害特別警戒区域の指定（同）	10
○ 平成31年兵庫県告示第175号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	11
○ 平成28年兵庫県告示第354号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	11
○ 平成29年兵庫県告示第377号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	11
○ 平成30年兵庫県告示第165号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	11
○ 土砂災害特別警戒区域の指定の解除（同）	11
○ 同 上（同）	12
○ 昭和39年兵庫県告示第332号の12（兵庫県の指定金融機関等の名称等）の一部改正（会計課）	12
公 告	
○ 随意契約の相手方等の公示（税務課）	12
○ 二級河川洲本川水系河川整備計画の策定（総合治水課）	13
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	13
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（中播磨県民センター）	14
企業庁公告	
○ 随意契約の相手方等の公示	14
人事委員会公告	
○ 兵庫県職員技術系職種採用試験（春日程）の実施	15
教育委員会規則	
○ 兵庫県立美術館管理規則の一部を改正する規則	19
○ 兵庫県スポーツ推進審議会規則を廃止する規則	19
教育委員会告示	
○ 平成9年兵庫県教育委員会告示第3号（個人情報保護に関する条例の規定に基づく法人の指定）の廃止	19
教育長訓令	

○ 兵庫県立学校教職員健康管理規程の一部を改正する訓令	20
正 誤	
○ 令和5年1月11日付け兵庫県公報第2号外	21

公布された法令のあらまし

◎兵庫県立美術館管理規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第2号）

兵庫県立美術館西宮分館を廃止することに伴い、所要の整備を行うこととした。

◎兵庫県スポーツ推進審議会規則を廃止する規則（教育委員会規則第3号）

附属機関設置条例の一部改正により、スポーツ推進審議会が教育委員会の附属機関から知事の附属機関となったことに伴い、兵庫県スポーツ推進審議会規則を廃止することとした。

告 示

兵庫県告示第345号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第5条第1項の規定により、兵庫県農業振興地域整備基本方針（昭和53年兵庫県告示第1216号）の全部を改正したので、同条第3項において準用する同法第4条第7項の規定に基づき公表する。

なお、その詳細は、兵庫県農林水産部総合農政課及び各県民局・県民センター農林（水産）振興事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和5年3月24日

兵庫県知事 齋藤元彦



兵庫県告示第346号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定により、令和4年度地籍調査事業を次のとおり変更し実施する。

令和5年3月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 事業計画を変更した年月日

令和5年3月13日

2 調査を行う者の名称

兵庫県

3 調査地域

尼崎市のうち高田町、養父市のうち大屋町夏梅、建屋、能座、八鹿町小佐、中米地、大屋町加保、八鹿町今滝寺、大屋町筏、八鹿町三谷、朝来市のうち和田山町竹ノ内、和田山町久留引、和田山町殿、和田山町安井、和田山町加都、和田山町柳原、和田山町筒江、和田山町竹田、和田山町白井、和田山町寺谷、生野町川尻、生野町竹原野、生野町口銀谷、山東町末歳、田路、佐囊、上八代及び多々良木、神崎郡神河町のうち長谷、大河、上小田、寺前及び鍛冶並びに神崎郡市川町のうち下牛尾

4 調査期間

令和4年4月から令和6年3月まで



兵庫県告示第347号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、監視伝染病の発生予防のため、家畜及びその死体の所有者に対し、次のとおり検査を受けることを命ずる。

令和5年3月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 搾乳の用に供する牛のヨーネ病検査

(i) 実施の目的

牛のヨーネ病感染牛の摘発と清浄性を評価するため

- (2) 実施する区域
県内全域
 - (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
「兵庫県牛のヨーネ病防疫対策実施要領（令和5年3月13日改正）」第8による。ただし、次に掲げる牛を除く。
ア 家畜防疫員が検査を不相当と認めた牛
イ 共進会の出品候補牛のうち、「兵庫県乳用牛共進会衛生対策指針」が定める期間内に検査を受けている旨の証明書を有する牛
 - (4) 実施の期日
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
 - (5) 検査の方法
ア 予備的抗体検出法
イ リアルタイムPCR法
ウ ヨーニン検査
エ 疫学的検査
オ 臨床検査
カ 細菌検査
- 2 搾乳の用以外の用に供する牛のヨーネ病検査
- (1) 実施の目的
牛のヨーネ病感染牛の摘発と清浄性を評価するため
 - (2) 実施する区域
県内全域
 - (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
ア 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛
イ 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛の母牛のうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた牛
ウ その他家畜防疫員が検査を必要と認めた牛
 - (4) 実施の期日
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
 - (5) 検査の方法
ア 予備的抗体検出法
イ リアルタイムPCR法
ウ ヨーニン検査
エ 疫学的検査
オ 臨床検査
カ 細菌検査
- 3 牛の伝達性海綿状脳症検査
- (1) 実施の目的
牛の伝達性海綿状脳症の清浄性を維持するため
 - (2) 実施する区域
県内全域
 - (3) 実施の対象となる牛の死体の種類及び範囲
月齢又は推定月齢が満96箇月以上で死亡した牛の死体、又は満48箇月以上で歩行困難や起立不能を呈して死亡した牛の死体。ただし、牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第2項ただし書に該当する場合及び家畜防疫員が検査を不相当と認めたものを除く。
 - (4) 実施の期日
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
 - (5) 検査の方法
ア エライザ法
イ ウエスタンプロット法

ウ 疫学的検査

4 県外に移動する蜜蜂の腐蝕病検査

- (1) 実施の目的
蜜蜂の腐蝕病の発生を予防するため
- (2) 実施する区域
県内全域
- (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
県域を越えて移動する蜜蜂
- (4) 実施の期日
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- (5) 検査の方法
 - ア 肉眼的検査
 - イ 脱脂乳による検査
 - ウ 細菌検査



兵庫県告示第348号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、監視伝染病の発生予察のため、家畜の所有者に対し、次の検査を受けることを命ずる。

令和5年3月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 牛のブルセラ症検査

- (1) 実施の目的
牛のブルセラ症の清浄性を維持するため
- (2) 実施する区域
県内全域
- (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 - ア 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛
 - イ 種付けの用又は搾乳の用に供する目的で飼養している輸入牛
 - ウ その他家畜防疫員が検査を必要と認めた牛
- (4) 実施の期日
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- (5) 検査の方法
 - ア 急速凝集反応法
 - イ エライザ法
 - ウ 疫学的検査
 - エ 臨床検査
 - オ 細菌検査

2 牛の結核検査

- (1) 実施の目的
牛の結核の清浄性を維持するため
- (2) 実施する区域
県内全域
- (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 - ア 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛
 - イ 種付けの用又は搾乳の用に供する目的で飼養している輸入牛
 - ウ その他家畜防疫員が検査を必要と認めた牛
- (4) 実施の期日
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- (5) 検査の方法
 - ア ツベルクリン検査

イ 疫学的検査

ウ 臨床検査

3 家きんの高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ検査

(1) 実施の目的

家きんの高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生を予察するため

(2) 実施する区域

県内全域

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 原則として100羽以上(だちょうの場合は10羽以上)飼養している家きんのうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた家きん

イ その他家畜防疫員が検査を必要と認めた家きん

(4) 実施の期日

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(5) 検査の方法

ア エライザ法

イ ウイルス分離検査

ウ 寒天ゲル内沈降反応検査

エ その他必要な検査

4 豚等の豚熱検査

(1) 実施の目的

豚及びイノシシの豚熱予防的ワクチンによる免疫付与状況を確認するため

(2) 実施する区域

県内全域

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

飼養している豚及びイノシシのうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた豚及びイノシシ

(4) 実施の期日

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(5) 検査の方法

ア エライザ法

イ その他必要な検査

5 牛のアカバネ病、チュウザン病及びアイノウイルス感染症検査

(1) 実施の目的

次の家畜の監視伝染病の流行を予察するため

ア アカバネ病

イ チュウザン病

ウ アイノウイルス感染症

(2) 実施する区域

県内全域

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

未越夏牛のうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた牛(おおむね60頭)

(4) 実施の期日

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(5) 検査の方法

マイクロプレート法による中和試験



兵庫県告示第349号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第6条第1項の規定により、家畜の監視伝染病の発生予防のため、家畜の所有者に対し、次のとおり予防注射を受けることを命ずる。

令和5年3月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 牛の炭疽^そ
 - (1) 実施の目的
牛の炭疽^その発生を予防するため
 - (2) 実施する区域
県内全域
 - (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
搾乳の用に供し、又は供する目的で飼養している雌牛のうち、家畜防疫員が注射を必要と認めた牛
 - (4) 実施の期日
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
 - (5) 注射の方法
炭疽^そ予防液の皮下注射
- 2 豚等の豚熱
 - (1) 実施の目的
豚熱の発生を予防するため
 - (2) 実施する区域
県内全域
 - (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
豚及びイノシシ（高度な隔離下又は監視下にある豚及びイノシシとして知事が認めるものを除く。）
 - (4) 実施の期日
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
 - (5) 注射の方法
豚熱予防液の皮下又は筋肉内注射



兵庫県告示第350号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和5年3月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
基本測量（時空間変位確定測量）
- 2 作業期間
令和5年2月1日から終了を通知するまで
- 3 作業地域
兵庫県全域



兵庫県告示第351号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和5年3月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
基本測量（電子基準点測量）
- 2 作業期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 3 作業地域
神戸市、姫路市、明石市、西宮市、洲本市、豊岡市、加古川市、赤穂市、宝塚市、三木市、三田市、丹波篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市、たつの市、猪名川町、市川町、佐用町、香美町及び新温泉町

~~~~~

**兵庫県告示第352号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省都市局都市政策課長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年3月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（3D都市モデル作成）
- 2 作業期間  
令和5年2月20日から同年3月22日まで
- 3 作業地域  
朝来市全域

~~~~~

兵庫県告示第353号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年3月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量及び4級基準点測量）
- 2 作業期間
令和5年3月1日から同年9月30日まで
- 3 作業地域
神河町大畑地内

~~~~~

**兵庫県告示第354号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年3月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（用地実測図原図作成（地図情報レベル500）及び用地平面図作成（地図情報レベル500））
- 2 作業期間  
令和5年2月28日から同年8月31日まで
- 3 作業地域  
朝来市多々良木地内

~~~~~

兵庫県告示第355号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、宝塚市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年3月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（道路台帳図データ更新）
- 2 作業期間
令和5年3月7日から同月31日まで
- 3 作業地域
宝塚市の一部

~~~~~  
**兵庫県告示第356号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省近畿地方整備局豊岡河川国道事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和5年3月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（1級基準点測量）
- 2 作業期間  
令和5年1月16日から同年1月30日まで
- 3 作業地域  
養父市八鹿町八木地内

~~~~~  
兵庫県告示第357号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和5年3月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量、4級基準点測量、路線測量及び地形測量）
- 2 作業期間
令和4年3月3日から同年10月31日まで
- 3 作業地域
豊岡市岩井地内

~~~~~  
**兵庫県告示第358号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和5年3月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（街区多角点の復旧測量（再設）及び4級基準点測量）
- 2 作業期間  
令和4年9月12日から同年11月30日まで
- 3 作業地域  
西宮市学文殿町一丁目から二丁目まで、里中町一丁目から三丁目まで及び上鳴尾町の各地内

~~~~~  
兵庫県告示第359号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和5年3月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点の復旧測量（再設））
- 2 作業期間
令和4年11月14日から令和5年1月31日まで
- 3 作業地域
西宮市安井町地内

兵庫県告示第360号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、豊岡市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和5年3月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（1級水準測量）
- 2 作業期間
令和4年11月1日から令和5年1月31日まで
- 3 作業地域
豊岡市の一部

兵庫県告示第361号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和5年3月24日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、令和5年3月24日から2週間、淡路県民局洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				備考
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	
県道 洲本灘賀集線	南あわじ市灘地野字よしがくぼ1番1から	旧	10.0から 56.0まで	178.0	
	同 市灘地野字ゑぼし岩2番まで	新	10.0から 94.0まで	178.0	

兵庫県告示第362号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和5年3月24日から供用を開始する。

その関係図面は、令和5年3月24日から2週間、淡路県民局洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				備考
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	
県道 洲本灘賀集線	洲本市中津川組字撫124番2から	旧	7.0から 10.0まで	16.0	
	同 市中津川組字撫124番1まで	新	7.0から 24.0まで	16.0	

兵庫県告示第363号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和5年3月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
緑台(1) I (118000027)	川西市緑台6丁目（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊
水明台(5) (118000134)	川西市水明台1丁目（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊
緑台(3) (118000135)	川西市緑台5丁目（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊
緑台(4) (118000136)	川西市緑台5丁目（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊
緑台(5) (118000137)	川西市緑台7丁目（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊
緑台(6) (118000138)	川西市緑台7丁目（別図6のとおり）	急傾斜地の崩壊
緑台(7) (118000139)	川西市緑台7丁目（別図7のとおり）	急傾斜地の崩壊
緑台(8) (118000140)	川西市緑台7丁目（別図8のとおり）	急傾斜地の崩壊

（別図1から別図8までは省略し、兵庫県土木部砂防課、阪神北県民局宝塚土木事務所及び川西市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第364号

平成23年兵庫県告示第1262号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和5年3月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

水明台(1) I (118000020)の項中別図16を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、阪神北県民局宝塚土木事務所及び川西市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第365号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和5年3月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
緑台(7) (118000139)	川西市緑台7丁目(別図1 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
緑台(8) (118000140)	川西市緑台7丁目(別図2 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり

(別図1及び別図2は省略し、兵庫県土木部砂防課、阪神北県民局宝塚土木事務所及び川西市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第366号

平成31年兵庫県告示第175号(土砂災害特別警戒区域の指定)の一部を次のように改正する。

令和5年3月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

福田第八(110010046)の項中別図37を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、但馬県民局豊岡土木事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第367号

平成28年兵庫県告示第354号(土砂災害特別警戒区域の指定)の一部を次のように改正する。

令和5年3月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

寺谷I(126020075)の項中別図12を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、但馬県民局養父土木事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第368号

平成29年兵庫県告示第377号(土砂災害特別警戒区域の指定)の一部を次のように改正する。

令和5年3月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

秋葉台(2)I(126020040)の項中別図34を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、但馬県民局養父土木事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第369号

平成30年兵庫県告示第165号(土砂災害特別警戒区域の指定)の一部を次のように改正する。

令和5年3月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

滝田(急)I(126030026)の項中別図19及び小谷I(126030049)の項中別図36を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、但馬県民局養父土木事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第370号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、平成28年兵庫県告示第676号(土砂災害特別警戒区域の指定)の一部について、次のとおり指定を

解除する。

令和5年3月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
椿色(2) I (123010028)	養父市八鹿町石原(別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
栄町(1) I (123010055)	養父市八鹿町九鹿(別図33のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり



兵庫県告示第371号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、平成29年兵庫県告示第377号(土砂災害特別警戒区域の指定)の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和5年3月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
内海(6) I (126020034)	朝来市和田山町林垣(別図28のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり



兵庫県告示第372号

昭和39年兵庫県告示第332号の12(兵庫県の指定金融機関等の名称等)の一部を次のように改正し、令和5年4月3日から適用する。

令和5年3月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

3の表中

「

株式会社 SBI 新生銀行	兵庫県内及び大阪府内に所在する営業所並びに本店
---------------	-------------------------

」

を

株式会社 SBI 新生銀行	日本国内に所在する営業所
---------------	--------------

」

に改める。

公 告

随意契約の相手方等の公示

WT Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示

する。

令和5年3月24日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量
税務システムサーバ機器等の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県財務部税務課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和5年2月10日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所
NECキャピタルソリューション株式会社神戸営業所 神戸市中央区東町126番地
- 5 随意契約に係る契約金額
67,508,760円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約をした理由
政府調達に関する協定第13条第1項(c)による。



二級河川洲本川水系河川整備計画の策定

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定により、二級河川洲本川水系に係る河川整備計画を定めたので、同条第6項の規定により、兵庫県土木部総合治水課及び洲本土木事務所において公表する。

令和5年3月24日

兵庫県知事 齋藤元彦



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和5年3月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ケーズデンキ西宮えびす南店
所在地 西宮市浜町9番の一部
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 株式会社関西ケーズデンキ
住所 茨城県水戸市城南二丁目7番5号
代表者の氏名 杉本正彦
- 3 変更事項
大規模小売店舗の名称
(1) 変更前 (仮称) ケーズデンキ西宮えびす南店
(2) 変更後 ケーズデンキ西宮えびす南店
- 4 変更年月日
令和5年2月23日
- 5 届出年月日
令和5年3月2日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和5年3月24日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和5年7月24日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和5年3月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

たつの市揖西町土師二丁目62番から67番まで、75番から77番まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

たつの市新宮町大屋668番地の12

株式会社新宮運送 代表取締役 木南一志

3 許可年月日及び許可番号

令和4年3月4日

兵庫県指令中播(姫土)(建)第1-26号(3たつの)

企業庁公告

随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和5年3月24日

契約担当者

兵庫県公営企業管理者 水埜 浩

1 随意契約に係る物品の名称及び数量

兵庫県企業庁広域水道事務所 多田浄水場ほか11施設で使用する電気

令和5年4月1日から令和7年3月31日までの予定使用電力量111,327,200キロワット時

2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地

兵庫県企業庁水道課 神戸市中央区下山手通5-10-1

兵庫県企業庁広域水道事務所 川西市多田院字巖陰6-3

兵庫県企業庁利水事務所 神戸市西区神出町田井3-1

3 随意契約の相手方を決定した日

令和5年3月6日

4 随意契約の相手方の名称及び住所

関西電力株式会社 大阪市北区中之島3丁目6番16号

5 随意契約に係る金額

1,689,192,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

人事委員会公告

兵庫県職員技術系職種採用試験（春日程）の実施

兵庫県職員 技術系職種採用試験（春日程）を次のとおり実施する。

令和5年3月24日

兵庫県人事委員会

- 1 試験職種、採用予定人員及び受験資格

(i) 大卒程度

試験職種	採用予定人員	受験資格								
ア 児童福祉司 イ 心理判定員 ウ 農学職 エ 林学職 オ 水産職 カ 環境科学職 キ 総合土木職 ク 建築職 ケ 機械職 コ 電気職 サ 保健師 シ 薬剤師	10名 4名 15名 4名 2名 2名 20名 3名 2名 2名 8名 34名	1 年齢制限 次のいずれかに該当する者とする。 (1) 平成8年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者（令和6年4月1日現在で22歳から27歳までの者） なお、次の職種については、次表の区分による年齢とする。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>年齢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保健師 薬剤師</td> <td>平成14年4月1日までに生まれた者 （令和6年4月1日現在で27歳以下の者）</td> </tr> </tbody> </table> (2) 平成14年4月2日以降に生まれた者で次に掲げる者 ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した者及び令和6年3月31日までに卒業する見込みの者 イ 外国における大学などを卒業した者（令和6年3月31日までに卒業する見込みの者を含む）で学校教育における16年の課程を修了した者（令和6年3月31日までに当該課程を修了する見込みの者を含む）	職種	年齢	保健師 薬剤師	平成14年4月1日までに生まれた者 （令和6年4月1日現在で27歳以下の者）				
職種	年齢									
保健師 薬剤師	平成14年4月1日までに生まれた者 （令和6年4月1日現在で27歳以下の者）									
		2 任用資格 次の職種は、それぞれの任用資格を有する者又は見込者に限る。 なお、採用にあたっては、それぞれの任用資格を有することを必要とする。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>任用資格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童福祉司</td> <td>児童福祉司の任用資格</td> </tr> <tr> <td>心理判定員</td> <td>心理判定員の任用資格</td> </tr> <tr> <td>環境科学職</td> <td>環境衛生指導員の任用資格</td> </tr> </tbody> </table>	職種	任用資格	児童福祉司	児童福祉司の任用資格	心理判定員	心理判定員の任用資格	環境科学職	環境衛生指導員の任用資格
職種	任用資格									
児童福祉司	児童福祉司の任用資格									
心理判定員	心理判定員の任用資格									
環境科学職	環境衛生指導員の任用資格									
		3 資格免許 次の職種は、それぞれの資格免許を有する者又は見込者に限る。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>資格免許</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保健師</td> <td>保健師の免許取得者又は取得見込者</td> </tr> <tr> <td>薬剤師</td> <td>薬剤師の免許取得者又は取得見込者</td> </tr> </tbody> </table>	職種	資格免許	保健師	保健師の免許取得者又は取得見込者	薬剤師	薬剤師の免許取得者又は取得見込者		
職種	資格免許									
保健師	保健師の免許取得者又は取得見込者									
薬剤師	薬剤師の免許取得者又は取得見込者									

備考 次に掲げる者は、この試験を受けることができない。

- 1 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のうち、下記のいずれかに該当する者
 - (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (2) 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 2 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

外)
(2) 経験者

試験職種	採用予定人員	受験資格																								
ア 児童福祉司 イ 心理判定員 ウ 農学職 エ 林学職 オ 環境科学職 カ 総合土木職 キ 建築職 ク 保健師 ケ 薬剤師	4名 1名 2名 1名 1名 4名 2名 2名 2名	<p>1 年齢制限 昭和53年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者（令和6年4月1日現在で28歳から45歳までの者） なお、次の職種については、次表の区分による年齢とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>年齢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童福祉司</td> <td>昭和39年4月2日から平成8年4月1日</td> </tr> <tr> <td>心理判定員</td> <td>日までに生まれた者（令和6年4月1日現在で28歳から59歳までの者）</td> </tr> <tr> <td>保健師</td> <td></td> </tr> <tr> <td>薬剤師</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 任用資格 次の職種は、それぞれの任用資格を有する者又は見込者に限る。 なお、採用にあたっては、それぞれの任用資格を有することを必要とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>任用資格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童福祉司</td> <td>児童福祉司の任用資格</td> </tr> <tr> <td>心理判定員</td> <td>心理判定員の任用資格</td> </tr> <tr> <td>環境科学職</td> <td>環境衛生指導員の任用資格</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 資格免許 次の職種は、それぞれの資格免許を有する者又は見込者に限る。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>資格免許</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保健師</td> <td>保健師の免許取得者又は取得見込者</td> </tr> <tr> <td>薬剤師</td> <td>薬剤師の免許取得者又は取得見込者</td> </tr> </tbody> </table>	職種	年齢	児童福祉司	昭和39年4月2日から平成8年4月1日	心理判定員	日までに生まれた者（令和6年4月1日現在で28歳から59歳までの者）	保健師		薬剤師		職種	任用資格	児童福祉司	児童福祉司の任用資格	心理判定員	心理判定員の任用資格	環境科学職	環境衛生指導員の任用資格	職種	資格免許	保健師	保健師の免許取得者又は取得見込者	薬剤師	薬剤師の免許取得者又は取得見込者
職種	年齢																									
児童福祉司	昭和39年4月2日から平成8年4月1日																									
心理判定員	日までに生まれた者（令和6年4月1日現在で28歳から59歳までの者）																									
保健師																										
薬剤師																										
職種	任用資格																									
児童福祉司	児童福祉司の任用資格																									
心理判定員	心理判定員の任用資格																									
環境科学職	環境衛生指導員の任用資格																									
職種	資格免許																									
保健師	保健師の免許取得者又は取得見込者																									
薬剤師	薬剤師の免許取得者又は取得見込者																									

備考 次に掲げる者は、この試験を受けることができない。

- 1 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のうち、下記のいずれかに該当する者
 - (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (2) 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 2 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

2 試験日及び試験会場

区分	試験日		試験会場
筆記試験	大卒程度	令和5年4月23日(日)	兵庫県立大学神戸商科キャンパス
	経験者		
面接試験	大卒程度	令和5年5月22日(月)から同年6月2日(金)までのうち指定する1日	神戸市内
	経験者	令和5年6月12日(月)から同月16日(金)までのうち指定する1日	

3 試験の方法

(1) 筆記試験

区分	種目	試験会場
大卒程度	専門試験	各職種に必要な専門的知識について記述式により試験を行う。
経験者	専門試験	各職種に必要な専門的知識について記述式により試験を行う。
	エントリーシート	民間企業等での職務経験や実績を中心に、これまで培ってきた経験や知識を県職員としてどのように活用できるかについて判定を行う。

(2) 面接試験

筆記試験合格者に対して行う。

ア 口述試験

態度、表現力、責任感、積極性及び適応性等について試験を行う。

イ 適性検査

職務の遂行に必要な適性について検査を行う。

4 合格者の発表

(1) 大卒程度

ア 筆記試験

令和5年5月上旬

兵庫県職員採用ポータルサイトに掲載する。

イ 面接試験

令和5年6月上旬

兵庫県人事委員会事務局において掲示、兵庫県職員採用ポータルサイトに掲載するとともに最終合格者に通知する。

(2) 経験者

ア 筆記試験

令和5年6月上旬

兵庫県職員採用ポータルサイトに掲載する。

イ 面接試験

令和5年6月下旬

兵庫県人事委員会事務局において掲示、兵庫県職員採用ポータルサイトに掲載するとともに最終合格者に通知する。

5 申込手続及び受付期間

(1) 試験案内は、兵庫県職員採用ポータルサイトで配布を行う。

アドレス https://web.pref.hyogo.lg.jp/ji01/pc01_100000018.html

(2) 申込方法

「兵庫県電子申請システム」を利用して、画面の指示に従って申し込むこと。受験票は、申込受付後、令和5年4月17日(月)頃に発行する。

アドレス https://web.pref.hyogo.lg.jp/ji01/pc01_100000019.html

(3) 受付期間

令和5年3月13日（月）午前9時から同年4月7日（金）午後5時まで（受信有効）

6 その他

最終合格者は、試験職種ごとの採用候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求に応じ、成績順に提示される。

なお、名簿は確定の日から令和7年3月31日まで有効とする。

7 試験についての問い合わせ先

兵庫県人事委員会事務局任用課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

電話 (078) 341-7711 内線5920

教育委員会規則

兵庫県立美術館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月24日

兵庫県教育委員会

教育長 藤原俊平

兵庫県教育委員会規則第2号

兵庫県立美術館管理規則の一部を改正する規則

兵庫県立美術館管理規則（昭和45年兵庫県教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「、同条第2項の規定により西宮分館の施設を利用しようとする者」を削り、「同条第3項」を「同条第2項」に改め、同条第7項中「、王子分館又は西宮分館」を「又は王子分館」に改める。

第9条第1項中「又は条例第9条第1項から第3項まで」を「、条例第9条第1項又は第2項」に改める。第12条の2を削る。

第16条第1項中「及び西宮分館」を削る。

第18条第1項中「及び西宮分館」を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。



兵庫県スポーツ推進審議会規則を廃止する規則をここに公布する。

令和5年3月24日

兵庫県教育委員会

教育長 藤原俊平

兵庫県教育委員会規則第3号

兵庫県スポーツ推進審議会規則を廃止する規則

兵庫県スポーツ推進審議会規則（昭和37年兵庫県教育委員会規則第7号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

教育委員会告示

兵庫県教育委員会告示第13号

平成9年兵庫県教育委員会告示第3号（個人情報の保護に関する条例の規定に基づく法人の指定）は、令和5年3月31日限り、廃止する。

令和5年3月24日

兵庫県教育委員会

教育長 藤原俊平

教 育 長 訓 令

兵庫県教育長訓令第1号

本 庁
県 立 学 校

兵庫県立学校教職員健康管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月24日

兵庫県教育長 藤原俊平

兵庫県立学校教職員健康管理規程の一部を改正する訓令

兵庫県立学校教職員健康管理規程（平成9年兵庫県教育長訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出し及び同条第1項中「健康管理医」を「学校産業医」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に、「健康管理医」を「学校産業医」に改め、同項各号を次のように改め、同項を同条第2項とする。

- (1) 健康診断の結果に基づく教職員の健康を保持するための措置に関する事。
- (2) 人事院規則10-4第22条の2に規定する面接指導及び同規則第22条の3に規定する必要な措置の実施並びにこれらの結果に基づく教職員の健康を保持するための措置に関する事。
- (3) 作業環境の維持管理に関する事。
- (4) 作業の管理に関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教職員の健康管理に関する事。
- (6) 健康教育、健康相談その他教職員の健康の保持増進を図るための措置に関する事。
- (7) 衛生教育に関する事。
- (8) 教職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関する事。
- (9) 職場巡視に関する事。

第9条第4項中「健康管理医」を「学校産業医」に改め、同項を同条第3項とする。

第11条第1項第3号、第16条第4号及び第19条第2項中「健康管理医」を「学校産業医」に改める。
第22条を次のように改める。

（健康診断結果の報告）

第22条 健康診断を行ったときは、学校産業医が行ったものについては当該産業医が衛生管理者及び安全衛生管理者に、学校産業医以外の医師が行ったものについては衛生管理者が安全衛生管理者に、その結果を書面により報告しなければならない。

2 安全衛生管理者は、前項の規定による報告を受けたときは、これを統括安全衛生管理者に報告しなければならない。

第23条中「、その決定に従い」を削り、「認めた者について、」の右に「別表に掲げる」を加える。

第24条第2項及び第25条の3中「健康管理医」を「学校産業医」に改める。

別表中「第22条」を「第23条」に改める。

様式第3号中

「

健康管理医

」

を

「

学校産業医

」

に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

正 誤

○令和5年1月11日付け（兵庫県公報第2号外）

兵庫県企業庁管理規程第1号（企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
1	下から5	(施行期日等)	(施行期日)
1	下から4	1 この管理規程は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	この管理規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
1	下から2	(1) 第1条の規定 令和5年1月1日	削除
1	下から1	(2) 第2条の規定 令和5年4月1日	削除